

# 神戸大学経済経営学会会則

(平成17年10月26日一部改正)

(2019年10月30日一部改正)

- 第1条 本会は、神戸大学経済経営学会と称する。
- 第2条 本会は、経済及び経営に関する学術の研究を促進することを目的とする。
- 第3条 本会は、以下の事業を行う。
- 1 機関雑誌『国民経済雑誌』の発行  
『国民経済雑誌』は定期的に発行する。ただし、臨時特別号を発行することがある。
  - 2 研究会の開催
  - 3 講演会の開催
  - 4 その他評議員会の適当と認める事業
- 第4条 本会の会員は以下の通りである。
- 1 正会員
    - a 神戸大学大学院経済学研究科、大学院経営学研究科、経済経営研究所、及び大学院国際協力研究科の教員
    - b その他評議員会において適当と認められた者
  - 2 学生会員
    - a 神戸大学経済学部、経営学部の学生
    - b 神戸大学大学院経済学研究科、大学院経営学研究科及び大学院国際協力研究科の学生
    - c その他評議員会において適当と認められた者
  - 3 賛助会員
    - a 凌霜会員であって本会の事業を賛助する者
    - b その他本会の事業を賛助する者
- 第5条 会員は、『国民経済雑誌』の配布を受ける。
- 第6条 会員は、それぞれ評議員会の定める会費（別表）を納めるものとする。
- 第7条 本会に次の役員を置く。
- 1 会 長 神戸大学大学院経済学研究科、大学院経営学研究科、経済経営研究所及び大学院国際協力研究科の正会員中より評議員会において1名を選出する。会長は本会を代表し、会務を総理する。
  - 2 編集委員 神戸大学大学院経済学研究科、大学院経営学研究科、経済経営研究所及び大学院国際協力研究科の正会員中より評議員会において、それぞれ、3名、3名、2名及び1名を選出する。編集委員は編集委員会を組織し、雑誌の編集、研究会及び講演会の開催、その他本会の常務を運営する。
  - 3 監 事 神戸大学大学院経済学研究科、大学院経営学研究科、経済経営研究所及び大学院国際協力研究科の正会員中より評議員会において2名を選出し、本会の会計監査をする。
  - 4 評 議 員 会長の他に、編集委員、監事から構成される。会長は学外正会員中より評議員を若干名委嘱することができる。評議員は評議員会を組織し、重要な会務を審議する。
- 第8条 役員の任期はすべて1ヵ年とする。ただし重任をさまたげない。
- 第9条 本会会則の改正及びこれに準ずる重要事項の決定は、評議員会の決議を経なければならない。
- 第10条 本会の事務所は、神戸市灘区六甲台町2番1号 神戸大学経済経営研究所内に置く。

(別表) 神戸大学経済経営学会会費一覧表

正会員費 (1ヵ年:10月1日～9月30日)		8,760	
学生会員費	学 部	新入学 (4ヵ年)	25,000
		編入学 (2ヵ年)	15,000
	大 学 院	前期課程 (2ヵ年)	15,000
		後期課程 (3ヵ年)	19,800
	共 通	特例として 1年	8,760
		特例として 2年	15,000
		特例として 3年	19,800

- (注) 1. 学生の途中入会は6ヶ月遡って入会することができる。  
2. 特例欄は公表しない、やむを得ない場合のみ適用する。